

統計委員会における審議の状況

第 60 回 統計委員会（平成 24 年 12 月 21 日）資料 2 の参考資料 2

「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）の審議に際して出された意見について」（抜粋）

1 行政記録情報の活用について

個々の統計調査において具体的に行政記録情報を活用することについて、統計委員会として現実的かつ責任ある結論を導く際には、活用を考える行政記録情報の保存状態（たとえば電子化されているか否か）や、その行政記録情報の時点と統計調査の時点の一致・不一致、統計調査とその行政記録情報で用いている概念の整合といったことについて、十分に吟味したうえで、判断をしていく必要があることも委員の方々と共有できる認識であると考えます。

実際、今回を含めこれまでいろいろな案件の部会審議を経験して痛感しましたのは、保有者の協力は保有者のリスクにおいて行われることや紙媒体での保存が一般的であることなどをどのように克服すれば、「行政記録情報の活用」という理念の実現に近づくことができるのかという問題でした。

今回の部会審議を終えて、私としましては

- ① 保有者が「法令の制約や関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と判断することが無理からぬ事情がある。
- ② 用語の定義や情報の時点に関し整合を取れず、本来の統計作成という目的の達成が困難である。
- ③ 行政記録情報の保有状態等から、活用すればかえって非効率となる結果を招く。などの点を慎重に極めて、それらの事情があると認められる場合は、少なくとも当面は、部会長として統計作成者に行政記録情報の活用をすべきであると強く求めることは難しいと考えました。

（2及び3 略）